

## 埼玉県への要望事項

( 部・優先順位 位)

(件名)

重度心身障害者医療費助成制度の見直しについて

(提案理由)

重度心身障害者医療費につきましては、重度心身障害者が安心して医療を受けられるよう、医療費の一部負担金等を支給し、障がい者及びその家族の経済的負担軽減を図っているものです。

県では、平成27年1月から、65歳で新たに重度心身障害者となった者については、後期高齢者医療制度に加入することにより自己負担割合が3割から1割に軽減されること、また若くして重度心身障害者となった方とは社会生活の実態に違いがあること等を理由に、本制度を安定的かつ継続的に実施するため補助対象外とすることとされました。

しかしながら、重度心身障害者（特に低所得者層）の医療費は1割負担（自己負担上限額も軽減）になるとはいえ、以前として障がい者及びその家族の経済的負担は大きなものであると考えられます。

県におきましては、重度心身障害者の置かれている状況、経済的負担等を勘案して、重度心身障害者医療費助成制度の対象者について見直しをしていただきますよう要望いたします。